

高規格救急自動車

仕 様 書

令和4年度

匝瑳市横芝光町消防組合

目 次

第1章 総 則	1
第2章 検 査	2
第3章 仕 様	3
第4章 補 則	1 1
第5章 付属品・装備品	1 3

第1章 総則

1 目的

この仕様は、匝瑳市横芝光町消防組合（以下「当組合」という。）が、令和4年度に整備する高規格救急自動車（以下「車両」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 概要

この車両は、高規格救急自動車専用シャシに呼吸・循環管理用資器材、創傷等保護用資器材、保温、搬送用資器材、救出用資器材、消毒用資器材等を装備した堅牢で耐久性に富み、救急活動の酷使に十分耐えるものとする。

（1）適合法令

ア 車両は、救急業務実施基準（以下「実施基準」という。）に基づいた車両設計とすること。

イ 車両は、道路運搬車両法及び道路運送車両の保安基準に定める緊急自動車の基準に適合し、かつ、関東運輸局千葉運輸支局が行う新規登録検査に合格するとともに、緊急自動車として、千葉県公安委員会の承認が得られるものであること。

3 提出書類

受注者は、製作に先立ち次の図書を各2部、当組合に提出し承認を受けること。

（1）当車両の価格内訳書及び主要諸元表

（2）車両構造図（艤装5面図）

（3）製作工程表

（4）救急装備品配置図

（5）電気配線図

（6）その他当組合が指示するもの

工事進捗報告は、当組合の指示により文書又は口頭により報告すること。

請負出来高検査願及び完納は、検査日又は納入日の7日前までに当組合の指定する書式にて提出すること。

4 完成図書の提出

車両納入時に、次の書類を1部作成し当組合に提出すること。

（1）完成図

- (2) 納入通知書
- (3) 最終5面艤装図
- (4) 最終電気配線図
- (5) 車両取扱説明書及び整備書
- (6) 資機材、装備、取付け品取り扱い説明書
- (7) 陸運支局登録後の前後・左右・上部・左右斜め前方からのカラー写真
- (8) 車体検査書の写し
- (9) 千葉県公安委員会よりの緊急自動車等の指定申請（届出）の受理証明
- (10) 車両、各装備品のトラブル時に対する連絡先
（住所、会社名「部課係」、電話番号）
- (11) その他当組合が指示するもの

5 登録手続の代行

次の事項にかかる手続等は、受注者が代行し、検査等を伴うものにあつては合格後に納入すること。

- (1) 関東陸運局千葉運輸支局の車体検査登録に関すること。
- (2) 千葉県公安委員会の緊急自動車の指定申請（届出）に関すること。
- (3) NTT移動通信網株式会社の契約に関すること。
- (4) 新規無線電話装置の取付けによる手続に関すること。
- (5) 現有車両（当組合の指示する車両）の抹消登録に関すること、及び車両の処分は受注者が行うこと（別途協議）。

第2章 検査

- 1 中間及び完成検査を受けようとする7日前までに、日時及び場所並びに要領を記載した検査計画書を当組合と協議の上、提出し承認を得ること。
- 2 検査を受けるときは、検査に先立ち社内検査成績書を3部及び社内検査状況写真（隠ぺい部で、検査時に確認できないものを含む。）を1部提出すること。
- 3 検査は社内検査の結果により当組合の認める事項については省略することがある。
- 4 検査終了後、検査成績書を3部提出すること。
 - (1) 中間検査

艤装工程の70%から80%出来高時、工場にて担当者及び設計技術者立ち合いのもと実施すること。

(2) 完成検査

完成車の納入時、当組合にてエンジン及び装備品の機能試験並びに車両機材の検収を実施すること。

第3章 仕様

1 総則を満足し、総務省消防庁認定高規格救急自動車の仕様に準じ、令和4年度に公表したシャシ又は同等品としての性能を当組合が承認したもの。

2 シャシ諸元等

(1) 全長	5, 660 mm以下
(2) 全幅	1, 950 mm以下
(3) 全高	2, 550 mm以下
(4) ホイールベース	3, 110 mm以下
(5) 室内長	3, 560 mm以上
(6) 室内幅	1, 660 mm以上
(7) 室内高	1, 850 mm以上
(8) 最少回転半径	6. 1 m以下
(9) 乗車定員	7人以上
(10) 駆動方式	フルタイム4輪駆動
(11) 燃料	レギュラーガソリン
(12) 最高出力	110 kw以上
(13) 変速装置	オートマチック
(14) 安全装置	アンチロックブレーキシステム (ABS)
(15) オルタネータ	150 AH以上

3 車両装備品

受注者が公表した標準取付け品及び附属品はすべて納入すること。

ただし、この仕様書で指定したものと重複するものについては除くことができる。

(1) 艤装

ア 車両外部

- ① 消防マークは、フロントパネル中央部に150mmタイプを取り付けること。
- ② エキゾーストパイプ（排気管）は、側方出しタイプとしバックドア開放時、患者室への排気ガスの流入防止やストレッチャーの搬入、搬出時に病院内部への排出ガスの流入に配慮すること。

イ 保安装備

- ① フロント部にアンダーミラーを取り付けること。
- ② 隊長席から車両左後方を確認できるサイドミラーを取り付けること。
- ③ ヘッドランプ（ロービーム）は、LED式ヘッドランプを取り付けること。
- ④ 夜間スモールランプと連動して左右後輪を照射し、巻き込み、脱輪等の事故防止を図るための路肩灯（LED）を左右後輪前部に取り付けること。
- ⑤ 後部ドアガラス部にリアウインドワイパーを取り付けること。
- ⑥ 後退警報器は、（音声式・バックギア連動・解除スイッチ付き）リアステップ下部に取り付けること。
- ⑦ 車両後部ドアにカーナビゲーション利用によるバックアイカメラを取り付けること。
- ⑧ フロントドア上部ルーフサイド左右にフラッシャーランプを取り付けること。
- ⑨ ルーフサイド左右及びバックドア上部にLED作業灯を取り付けること。

ウ ドア部

- ① サイドバイザーをフロントドア枠上部左右に取り付けること。
- ② 左側面ドアは、乗り降り及び各種救急資機材等の出し入れに支障のない十分な幅及び高さを有すること。
- ③ 後部ドアは、メインストレッチャー等の出し入れに支障のない十分な幅及び高さを有し、開放時は確実に固定できる装置とすること。
- ④ 両側面ドア及び後部ドアに、クローザーシステムを取り付けること。

エ 窓ガラス部

- ① 車両側面及び後部の窓ガラスは、熱線吸収タイプでプライバシーガラスを取り付けること。
- ② 患者室の窓ガラスは、患者保護用のためフィルム処理を施すこと。

オ 保護

- ① 大型バックステップ板（アルミ合金）に滑り止めを施し、周囲に傷つき防止板を取り付けること。
- ② フロントドア下部に保護シートを取付け、ステップ部には滑り止めを施し、傷つき防止板を取り付けられる箇所に全て取り付けること。
- ③ スライドドアステップ部にシール加工を施し、滑り止めと保護を目的としたアルミ製縞板保護板を取付けられる箇所に全て取り付けること。
- ④ フロント及びリアホイールハウス左右にマッドガードを取り付けること。

カ 車両内装関係

- ① 運転席と隊長席の中央部に、木製地図入れボックス（A3サイズ収納用・幅等は協議）を取り付けること。
- ② 患者室側に支障のない最大限の大きさのホワイトボードを取り付けること。
- ③ 大型側面医療器棚は、走行中の振動により異常音の発生がないものとし、必要に応じ積載品の固定装置及び緩衝材を施すこと（レイアウトについては協議）。
- ④ 汚れ防止用床マットは、運転席・助手席にゴムマットを敷き、固定すること。
- ⑤ オゾン自動制御モニター付オゾンガス発生装置を患者室の最良な場所に取り付ける（取付け位置については別途協議）。
- ⑥ 防振ベッドは、CPRの際の固定が可能な構造であること。
また、左右へのスライド操作レバーを防振ベッドの前後に装備することとし、防振ベッドの床設部分、レール部等に防水シーラーを施すこと。
- ⑦ 防振ベッドには、ストレッチャー搬入時のガイドを左右に取り付け、落下を防ぐ改造を施すこと。
- ⑧ メインストレッチャーを一式装備すること。
- ⑨ スクープストレッチャーを収納装置内に一式装備すること。
- ⑩ ハイテクバックボードを収納装置内に一式装備すること。
- ⑪ 酸素ボンベ（10L）収納庫は車体の内部に設け、患者室とは別スペースをとること。

また、酸素蘇生器及び吸入装置（NSY-8型）は、車両取付けタイプとし、加湿流量計及び人工呼吸器の固定装置を取り付けること。

- ⑫ 助手席側スライドドア開口部付近に自動心肺蘇生器一式用の収納庫を取り付けるとともに、ウェルパス収納庫及びペーパータオルホルダーも合わせて取り付けること。
- ⑬ 患者室2人掛け用シート下部に収納スペースを設け、床は防水加工を施すこと。
- ⑭ 患者室のシートベルトは、隊員席・2人掛けシートに取り付けること。
- ⑮ 患者室天井の後方に、輸液ビン4本が取付け可能な固定式ホルダーと、輸液ビン2本が取付け可能な移動式ホルダーを設置すること。
- ⑯ 消火器は標準型車両用ABC粉末タイプとし、車内の至便な位置にブラケットを設け取り付けること。
- ⑰ 時計は患者室右側面にデジタル式電波時計を取り付けること。
- ⑱ 冷温蔵庫は支給品とし、取付け位置、固定装置の有無及びDC12V出力コンセントの位置を当組合と協議の上、取り付けること。

キ その他の内装

- ① 室内のカーテンについては、バックドア（運転席から操作可能）に取り付けること。
- ② 患者室床については、床面に設置するもの全てが水にて洗浄可能とし、防水処理を施すこと。
- ③ 網棚は患者室天井に設置し、その他にあっては数・位置を当組合と協議すること。
- ④ 患者室内収納庫は、必要個数を当組合が指定する箇所に設置すること。
- ⑤ 積載物・取付け装備等の指定箇所に固定処理(ビスロック)を施すこと。
- ⑥ 運転席後方の縦型収納庫内に仕切り板を取り付けること。
また、運転席側に収納ボックス（地図入れ）を取り付けること（別途協議）。
- ⑦ 運転席側スライドドア内部にはレスキューツール5点を取付け、暗所においても視認できるよう、照明を取り付けること。
- ⑧ 運転室及び患者室にバネ付フックを取り付けること（個数・設置場所にあっては当組合と協議すること。）。
- ⑨ バックドア開口部の助手席側に乗降時の補助器具として、大型グリップ及び

下部グリップを設置すること。

⑩ 患者室天井のアシストグリップを中央部分に延長増設し、右の各収納庫下部にもアシストグリップを設置すること。

⑪ 患者室にはティッシュ/グローブボックスを固定するベルト2連式を設けること。個数、設置場所にあつては別途協議。

(2) 電装関係

ア 電子サイレンアンプ

① アンプ部を運転席及び隊長席から容易に操作可能な位置に取り付けること。

② 運転席及び隊長席に、ウー音プッシュボタンを取り付けること。

③ 隊長席付近に、ハンドマイクのハンガーを取り付けること。

イ 補助サイレン

① サイレンはモーターサイレン5型を装備すること。

② 取付け位置は、フロントグリル内部とすること。

③ スイッチを運転席及び助手席から容易に操作可能な位置に取り付けること。

ウ 運転室内照明

① 助手席側頭上部にLED灯を取り付けること。

エ 警告灯

① ルーフ前後部に、受注者規格品の散光式赤色警光灯を取り付けること。

なお、活動状況に応じて発光・点滅パターンが変化するものであること。

② フロントグリルにLED赤色灯を2個取り付けること。

③ バックドアを開放した際に、開放状態が確認できる停止表示灯及びバックドア上部にストップランプ(LED)を取り付けること。

④ 補助警告灯を前後左右に取り付けること。

⑤ フロントバンパー側面にLED警告灯を取り付けること。

⑥ 車両側面上部左右に各2個、及びバックドア上部に作業灯(LED)を取り付けること。

オ 患者室内照明

① バックドア内側に角度調整可能なスポットライトとスイッチを設けること。

② 患者室上部に角度調整可能(調光式)なスポットライトとスイッチを設ける

こと。

- ③ 患者室上部には調光機能付LED室内灯を設けること。

カ 視界

- ① LEDヘッドランプ（ロービーム）及びフォグランプを取り付けること。
- ② ポジション灯、ライセンス灯をLEDとすること。

キ 路肩灯

- ① 車両後輪前部左右下部に路肩灯（LED）を取り付けること。

ク 音声合成装置

- ① メッセージは7チャンネルとする（選択するメッセージは別途協議）。
- なお、当消防本部が指定するメッセージを内蔵させること。

ケ 室内除湿装置

- ① 純正エアコンディショナーを取り付けること。
- ② 強制排気装置付換気扇を装備すること。

コ 自動回転上昇装置

- ① 電装品の消費電力等の増大により、負荷の状態となった際に、自動的にアイドリングを上昇させる装置を設けること。

サ ACインバーター

- ① 患者室内の医療機器及び通信機器の消費電力を算定、能力不足とならないよう供給可能な装置を設けること。

シ AC100V入力

- ① AC100V外部入力マグネット式コネクタ（リヤバンパー1箇所）は、防水対策及び落下時の破損防止の措置を施し取り付けること（設置位置によっては協議）。
- ② AC100V外部入力した際に、車両バッテリーへ自動充電する装置を取り付けること。

また、エンジンをかけずに殺菌灯を含む各種機器の充電が可能であり、取扱い訓練ができる構造とすること。

- ③ AC100V外部コネクタ接続時は、エンジンスタートができない機構とすること。

ス 盗難防止装置を一式取り付けること。

セ 車両運行用装備(ナビゲーション/バックモニター/E T C・V I C S機能付)を取り付けること。

- ① ナビゲーションシステムにあつては、S D方式としV I C S対応型及び、地上デジタル対応フルセグT Vチューナー内蔵とすること。
- ② E T Cにあつては、I T Sスポット対応D S Rユニット・ナビ連動型とすること。

ソ ドライブレコーダー(前後)を取り付けること。

(3) 高規格救急車 補助対象装備品

- ア 本仕様書で指示するもののほか、別表のとおり。
- イ 取付位置、方法を当組合と協議すること。

(4) 高規格救急車 補助対象外装備品

- ア 本仕様書で指示するもののほか、別表のとおり。
- イ 取付位置、方法を当組合と協議すること。

(5) 無線関係

ア 当組合が使用するデジタル無線機及びA V M端末装置の移設工事を、当組合が指定する業者と打合せ後、受注者の負担にて行うこと(デジタル無線機本体及び出動車両運用端末装置(A V M)については、現有車両から載せ換えとし、無線機アンテナ、アンテナ配線、スピーカー、電源配線、A V M端末装置用アンテナ、アンテナ配線、G P Sアンテナ及びケーブル、制御装置や表示装置など、各装置を繋ぐ配線及び電源配線等は、新品を装備しておくこと。)

※1 デジタル無線機本体及びA V M端末装置を取り外した上記の現有車両には、さらに現有する車両(現行救急予備車)からデジタル無線機本体及びA V M端末装置の載せ換え工事を行うこと。

イ F O M Aアンテナ(ケーブル含む)、G P Sアンテナ(接続ケーブル含む)、車外設定器の接続ケーブルを調達し、車両の艀装の際にアンテナ設置及び配線を行うこと。

なお、車外設定器及びアンテナの設置場所や各ケーブルの配線については、警防課担当者並びに車載端末装置取付業者と協議し対応すること。

- ウ 無線機の電源は、バッテリーからヒューズ等を経由し、スナップスイッチを設けて接続及び切断ができるよう、バッテリーから直接とること。
- エ AVMの電源は、イグニッションスイッチのACCで接続・LOCKで切断ができること。
- オ 無線雑音防止工事一式を行うこと。
- カ 本装置の運用に必要な電波法に基づく諸手続等については、受注者負担とすること。
- キ 運転席・患者室用埋込み式無線スピーカー（ON/OFFスイッチ付）を取り付けること。
- ク FOMAルーフトップアンテナ、無線機及びAVMアンテナ（各種アンテナ）は、車両ルーフ上に必要に応じて架台等を設けて設置すること。
ただし、接続ケーブル長の制約によりルーフ上に設置できない場合には、当組合及び当組合が指定する業者と協議し設置場所を決定すること。
- ケ 無線障害（雑音）防止のため、ボンネット、フロントドア、マフラー、トランスミッション、バックドア等の要所にアースボンディング等の措置をとること。
- コ 無線機用機器類の設置により他の装置及び車両の保守点検に支障が生じないので、無線装置用アンテナの台座取付位置には車体内側に点検口を設けること。

(6) 電話関係

- ア NTT移動通信網株式会社への契約に関する事項は、当組合の指示及び承認を得ること。
- イ 納車時の最新機種とし、機種変更2台とする（費用については当組合が負担する。）。
- ウ 車外への持出し及びBluetooth（無線通信技術）の使用を可能とすること。
- エ 携帯電話ブラケットに充電器を取り付けること。
- オ 電源交換器はNTTのものを使用する。
- カ 電話器及び充電器電源はインバーター連動とすること。
- キ 機種及び設置場所については、当組合と協議すること。

(7) 塗装及び記入文字

- ア 塗装

- ① 車体の塗色は白色とし、メッキ、ステンレス部分以外は、完全防錆処理を施し焼付け塗装を施すこと。
- ② 赤ベルトラインは、夜間の安全のため赤色反射テープを前面以外に貼り付けること（再帰性に富んだ反射材であること。）。
- ③ ドア関係及び下回りの部品は、カチオン塗装又は相当品で施行すること。

イ 記入文字

- ① 記入文字は、車両左右・後部に「匠瑳市横芝光町消防組合」とカッティングシートにて貼り付けること（色は別途指示）。書体にあつては丸ゴシック体とし、大きさにあつては100mmから150mmを基準とすること（別途協議）。
- ② 車体前後左右に当組合の指定する文字及びデザインを施すこと（別途指示）。
- ③ 横文字左書きで記入すること。
- ④ 書体・文字の色・大きさについては別途指示する。

ウ 対空文字

- ① 対空文字については、当組合と協議すること。

第4章 補則

1 仕様書の確認

受注者は、本仕様書に基づく艤装が完全、かつ、強固に施行できるよう当組合と事前に検討を行い、施行に疑義の生じないよう確認すること。

2 協議確認

各装置がそれぞれの用途、目的を十分に達成できるよう製作承認図等を早期に当組合に提出し、承認を受けるほか、常に当組合と連絡協議し、その仕様を確認しなければならない。

3 仕様の疑義

仕様において、疑義の生じた場合は、施行前に当組合の指示を受け協議すること。

また、本仕様書で指定した装備、資機材が整備できない場合には、当組合と協議の上、同等品以上のものを装備、積載すること。

なお、指定した装備、資機材に更新、改良があつた場合には、更新、改良後の装備、資機材を積載すること。

4 納入について

(1) 納入先

千葉県山武郡横芝光町横芝 1 1 6 4 番地 1

匝瑳市横芝光町消防組合横芝光消防署

(2) 納入期限

令和 4 年 1 2 月 1 5 日 (木)

5 車両及び積載品は、すべて検査に合格したものを納入すること。

6 本仕様書に記載されていない事項にあっても、国が行う補助対象規格以上の装備にて施行すること。

7 受注者は、車両及び積載品等の取扱指導並びに保守管理指導等を十分に行うこと。

8 保証については、納入検査合格の日より 1 年間 (ただし、各部品メーカーの公表する保証期間と異なる場合は、長期間のほうとする。) とする。

また、保証期間後といえども設計不良、工作不良、材質不良に起因する不都合箇所発生については、受注者の負担にて無償にて交換又は修理を行うものとする。

9 半年無料点検時に当組合の指定する油脂類の無償交換を行うものとする。

10 納入車両のナンバーについては別途協議とし、車両燃料は満タンの状態で納入すること。

11 車両の新規登録に係る重量税、自動車損害賠償責任保険料及びリサイクル料については、当組合の負担とする。

12 エンジンキー及びボックス等の施錠の鍵については、全て一種 2 組とすること。

13 本事業は、更新整備事業であることから、納入後に従来使用していた車両を非常用とするため、受注者はその手続に関して必要なすべてを行うものとする。

(車載型移動局無線装置「デジタル無線機」及び車両動態位置管理装置「AVM」等の移設)

14 本使用に定めのない事項についても、機能上及び工作上、当然必要と思われるものはすべて行うこと。